

令和7年度 修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業Q & A

問1 本事業は、旅行会社や派遣会社でも補助事業者には該当しますか。

- 本事業の補助事業者は、道路運送法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であって、沖縄県内に本社又は営業所を有する貸切バス事業者です。
- そのため、旅行会社や派遣会社は、本事業の補助事業者には該当しません。

問2 本事業の補助対象経費はどのような経費ですか。

- 本事業の補助対象経費は、県外から乗務員等を受け入れる場合に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く）であって、以下のとおりです。
 - ・ 渡航費（沖縄まで来る際の交通費、沖縄から戻る際の交通費等）
 - ・ 滞在費（沖縄で生活する際の家賃、マンスリーマンション、ホテル等の拠点となる場所の借り上げ等に要する経費）
 - ・ 研修に要する経費（研修に直接必要な経費であって、講師謝金、会場使用料、研修期間中の人件費、バス車両の燃料費等）
- なお、乗務員等の人件費（給与等）については、研修期間中を除き、補助対象外となりますので、ご注意下さい。

問3 補助金の上限額について、乗務員、バスガイドともに40万円とありますが、採用期間等が異なる場合、補助金の上限額はどのようになりますか。

- 例えば、乗務員の採用期間が65日であるものの、バスガイドの採用期間が30日の場合、補助金の上限額は、確保した人数に対し、1人あたり40万円であるため、2人で80万円となります。上限額は、1人あたり40万円に確保した人数を乗じた金額となります。
- なお、上記は、あくまでも補助金の上限額であって、実際に補助金として交付する金額は、補助対象経費の実費に補助率（8/10）を乗じた額と、補助金の上限額である80万円を比較して少ない額となります。

問4 県外のバス会社からの出向ではなく、派遣会社を通じ、乗務員を確保した場合は、本事業の対象となりますか。

- 派遣会社を通じ、乗務員を確保した場合であっても、補助金の対象となりますが、派遣会社に支払う費用のうち、本事業の補助対象経費のみが補助金の対象（研修期間中以外の人件費等は対象外）となりますので、派遣会社から明細を提出して頂くことになります。
- なお、乗務員の派遣については、所在地の運輸局や労働局に確認のうえ、法令違反とならないように注意をお願いします。

問5 県外在住者であって、大型2種免許を保有し、今はバス会社に勤務していない者を採用（確保）した場合であっても、本事業の対象となりますか。

- 県外在住者であって、大型2種免許を保有している者を乗務員として採用（確保）した場合も本事業の対象となります。

問6 補助の対象となる事業は、令和7年8月1日から令和7年12月31日までの期間中の県外からの修学旅行を受け入れるため、必要な乗務員等の確保を行う事業とありますが、どういう意味ですか。

- 補助の対象となる事業は、修学旅行シーズンだけでなく、事前のバス予約業務や乗務員等への研修を行う場合も考慮し、事業開始を令和6年8月1日としております。同期間中において、乗務員等を確保するとともに、同期間中に勤務させる必要があります。
- なお、同期間中に乗務員等を確保したものの、実際の勤務開始が令和8年2月以降である場合は、補助の対象とはなりません。
- 例えば、乗務員等の採用（確保）が令和7年12月1日から令和8年1月31日である場合、渡航費のうち、沖縄から戻る際の飛行機代等を除き、令和7年12月31日までが補助の対象となります。

問7 補助事業で確保した乗務員については、必ず、修学旅行を担当するバスの運転手とする必要がありますか。

- 本事業は、修学旅行を受け入れる貸切バスの運転手不足を補うために緊急的に実施しております。
- そのため、修学旅行を担当することが望ましいですが、貸切バス会社において、例えば、確保した乗務員について、シャトルバスなどあらかじめルートが決まっている貸切バスの運行を担当させ、当該シャトルバスを担当していた乗務員を修学旅行の担当にさせるなど、乗務員を確保することで、修学旅行を受け入れる体制が強化出来る場合は、特に問題ありません。
- また、修学旅行の受け入れが無い日については、修学旅行以外の運行を受けることについても、特に問題ありません。

問 8 渡航費については、飛行機代だけが対象ですか。

- 渡航費は、飛行機代だけではなく、鉄道運賃（新幹線等を含む）、バス賃等のほか、移動の途中で宿泊する場合は、ホテル代も渡航費の対象となります。
- なお、渡航費のうち、沖縄から戻る際の飛行機代等については、令和 7 年 12 月 31 日以降であっても、補助の対象としますが、令和 8 年 2 月 28 日までには、支払い等の完了をお願いします。
- また、沖縄で生活する際の拠点となる場所から勤務先までの移動（例えばレンタカーの借り上げ等）についても、渡航費とみなし、補助対象経費となります。

問 9 渡航費については、受け入れた貸切バス会社で支払いすべきでしょうか。また、乗務員個人が負担した場合であっても対象となりますか。

- 渡航費については、受け入れた貸切バス会社で手配し、支払いしたもののほか、乗務員個人、派遣会社、出向元のバス会社が負担し、その後、受け入れた貸切バス会社において、当該費用を支払った場合は、対象となります。

問 10 滞在費については、家賃等のほか、光熱水費や食費等も補助対象経費に含まれますか。

- 滞在費は、問 2 のとおり、沖縄で生活する際の家賃、マンション、ホテル等の拠点となる場所の借り上げ等に要する経費が補助対象経費です。

- 光熱水費や食費等については、乗務員等の給与等で賄う経費であり、補助対象経費には該当しませんが、受け入れた貸切バス会社において、負担することは特に問題ありません。
- 滞在費においても、負担が個人や派遣会社等であっても、最終的に受け入れた貸切バス会社において、当該費用を支払った場合は、対象となります。

問 11 研修に要する経費について、具体的な対象経費を教えてください。

- 本事業の補助対象経費のうち、研修に要する経費は以下のとおりです。

対象	具体的な用途等
講師謝金	乗務員等の研修のため、講師等に対する謝金です。 なお、自社の職員で乗務員等を研修する場合は、補助金の対象経費となりませんが、例えば、他社に研修をお願いする場合（外注）は、補助金の対象経費となります。
会場使用料	研修に要する場所（駐車場料金を含む）を借りる場合の使用料です。 バスガイドの研修として、観光施設に入場する場合に費用が発生する場合は、会場使用料とみなし、補助金の対象経費となります。
研修期間中の 人件費	乗務員にあつては、初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間（座学研修 10 時間以上、実技研修 20 時間以上）として研修している期間中の人件費が補助金の対象経費となります。 バスガイドにあつては、シナリオ等の読み合わせ、各施設での研修、座学研修、実習等として研修している期間中の人件費が補助金の対象経費となります。
バス車両の燃 料費	乗務員及びバスガイドの研修の際、貸切バスを実際に運行したときの燃料費です。 燃料使用量に燃料単価を乗じた額が補助金の対象経費となります。

- 上記以外の経費であつて、研修に直接必要な経費があれば、補助金の対象経費となりますので、ご相談下さい。

問 12 乗務員の健康診断に要する経費は、補助金の対象ですか。

- 健康診断に要する経費は、渡航費、滞在費及び研修に要する経費に該当しないため、補助金の対象とはなりません。
- 健康診断に要する経費については、受け入れるバス会社等において、負担をお願いします。

問 13 離島の貸切バス会社ですが、県外ではなく、沖縄本島から乗務員を受け入れた場合は、補助金の対象となりますか。

- 本事業は、県内のバス乗務員等が不足していることから、緊急的に県外から乗務員等を受け入れる場合に必要な経費を支援する事業であるため、県内の乗務員等は対象となりません。
- またバスガイドについても、県内の他業種から受け入れた場合は、補助金の対象となりません。

問 14 補助金の交付申請期限を教えてください。

- 補助金の交付申請期限については、以下のとおりです。
＜公募期間＞
・令和7年8月1日（金）～ 令和7年11月28日（金）
※本事業は、予算の上限に達し次第、終了となります。

問 15 所属会社のないフリーガイドやバス会社に所属しない運転手と呼ばれる場合も対象になりますか。

- 所属会社のないフリーガイドやバス会社に所属しない運転手の場合でも県外からの招聘であれば対象となります。
 - この場合にあっても、本事業の補助対象経費のみが補助金の対象となりますので、対象経費の内容を確認できる領収証や支払明細を提出して頂くことになります。
- ⇒ 関連問 4

問 16 県外バス事業者が契約締結前に来沖し、営業所等の現地確認を行う
場合や派遣された乗務員が疾病等で帰りに介助が必要となった場合、
対象となるか。

- 県外からの人材確保に資する補助金なので、契約を前提とした事前確認
や介助者についても対象となります。ただし、この場合、必要最低人数であ
り、通常は1名となります。